



府食第18号
令和元年5月14日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年5月9日付け厚生労働省発生食 0509 第2号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

1 食品衛生法施行規則関係

(1) 食品等事業者が遵守することとされた衛生管理基準を定めること
標記に関する食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の改正は、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）において、これまで食品等事業者の任意の対応としていたHACCPに沿った衛生管理について、すべての食品等事業者がおこなうこととするよう、食品衛生法施行規則に規定するものである。

このため、本改正により、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難く、食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

(2) 器具・容器包装の製造者が遵守することとされた製造管理基準を定めること

標記に関する食品衛生法行規則の改正は、器具又は容器包装のポジティブリスト制度の導入を受け、器具又は容器包装を製造する事業者を対象に、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他の公衆衛生上必要な措置（以下「公衆衛生上必要な措置」という。）として、次に掲げる事項に関する基準を新たに定めるため、食品用器具及び容器包装の製



造等における安全性確保に関する指針（ガイドライン）に示す考え方を、食品衛生法施行規則に規定するものである。

- ① 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
- ② 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

このため、本改正により、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難く、法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、リスク管理機関においては、本基準に沿った適切な運用を通じて、より適切な公衆衛生上必要な措置が行われるよう、事業者を指導・監視すべきである。

2 と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則関係

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）の改正は、H A C C P 導入型基準において、これまでと畜場及び食鳥処理場による選択制としていた衛生管理について、すべてのと畜場及び大規模食鳥処理場が行うこととするよう、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に規定するものである。また、認定小規模食鳥処理場にあっては、H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理を行うことが可能とするものである。

このため、本改正により、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難く、法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、食品安全委員会は、平成 30 年 5 月 8 日に「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*～」を公表し、食中毒を減らすためには食鳥処理段階における一般衛生管理及び H A C C P システムによる管理が適切に実施されることが重要であるとしている。また、同年 11 月に「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～ノロウイルス～」を公表し、ノロウイルス対策の多くは一般衛生管理を徹底することで対応することができると考えられるとしている。

リスク管理機関においては、これらのリスクプロファイルも参考とし、H A C C P に沿った適切な運用を通じてより適切な衛生管理が行われるよう、食品等事業者、と畜業者及び食鳥処理業者（以下「食品等事業者等」という。）を指導・監視すべきである。

また、食品等事業者等がHACCPに沿った衛生管理を効果的に運用する観点から、リスク管理機関は、HACCPを周知・普及するための対策を進めるべきである。